

平成29年第4回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

平成29年12月8日(金)

東洋町議会

余 白

平成29年第4回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場
開 会 平成29年12月8日(水) 午前9時00分宣告
出席議員 (9名から8名)

議長	今宮 裕明 君	副議長8番	西岡 尚宏 君
1番	福島 登 君	2番	平山 照生 君
3番	高畠 俊彦 君	4番	小松 熙 君
5番	武山 裕一 君	6番	小野 正路 君
7番	田島毅三夫 君		

欠席議員 (1名) 7番 田島毅三夫 君 (地方自治法第135条の規定による、出席停止)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸 君
副町長	光本 速雄 君
会計管理者	生松 克祐 君
教育長	川田真由美 君
総務課長	大坪 靖幸 君
税務課長	安岡 良仁 君
住民課長	蛭子 浩久 君
産業建設課長	伊吹真貴博 君
教育次長	北川 晃彦 君
地域包括支援 センター事務局長	田岡いずみ 君
税務課長補佐	小池 昭平 君
住民課長補佐	築地 仲音 君
産業建設課長補佐	手島 憲作 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	長崎 正仁
事務局職員	生松 克祐(本日限り)

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 2番 平山 照生 君 3番 高畠 俊彦 君

平成29年第4回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

平成29年12月8日(水) 午前9時00分開議

- [日 程 第 1] 認 定 第 1 号 専決処分事項「平成29年度東洋町一般会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日 程 第 2] 議 案 第 3 1 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
- [日 程 第 3] 議 案 第 3 2 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- [日 程 第 4] 議 案 第 3 3 号 平成29年度東洋町一般会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日 程 第 5] 議 案 第 3 4 号 東洋町過疎地域自立促進計画の変更について
- [日 程 第 6] 議 案 第 3 5 号 高知市及び東洋町におけるれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結について
- [日 程 第 7] 閉会中の継続審査・調査の申し出について

(1) 総務教育民生常任委員会

(2) 産業建設常任委員会

(3) 議会運営委員会

[日 程 第 8] 一般質問

【追加日程第1】 発議第17号 東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議

【追加日程第2】 発議第18号 町職員へのパワーハラスメント行為について再発防止を講じる決議

平成29年第4回東洋町議会定例会 平成29年12月8日 金曜日
議事のでんまつ

議長

(今宮 裕明議長)

おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

直ちに、平成29年第4回東洋町議会定例会を開会します。

(再開時間：午前9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、議案として、専決処分事項補正予算1件、条例2件、補正予算1件、その他2件、閉会中の継続審査・調査の申し出1件の計7件、それと一般質問であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

事前に、町長とは協議済みであります。議会事務局書記が休暇をとっておりますので、本日、1日限り、生松会計管理者に議会事務局の書記を任命することといたします。

生松会計管理者、書記の席へ移動願います。

次に、町長から発言の申し出がありましたので、これを許します。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

本日は、12月定例会最終日でございますが、12月6日は、休会日とはいえ、議会会期中でございます。

この会期中に、職員から働きかけ記録表が提出をされてお

ます。その報告を受けたところでございます。

12月6日午前中、田島議員から町職員に対し、常識では、到底考えられない、侮辱的な暴言が発せられたということであり
ます。

議場内で使用できないような、恥ずべき言葉であり、議会議員としての品位を欠くだけでなく、資質をも疑わざるを得ず、かつ、看過できない重大な事態と判断をいたしております。

被害職員は、精神的苦痛のため休暇をとっております。

このような発言等が、たびたび繰り返されないために、執行機関の長といたしまして、議会組織に対し、事実の再確認を求めるとともに、毅然とした何らかの対応処置を、本日、直ちに要請するものであります。

なお、東洋町議会議員政治倫理条例第2条第2項には、町長等は、議員倫理の確立に協力しなければならないと明記されていることを申し述べておきます。

以上です。

(今宮 裕明議長)

ただいま、町長から12月6日の午前中に、田島毅三夫議員から町職員に対し、侮辱的な暴言が発せられ、その被害職員は、精神的苦痛のため休暇を余儀なくされたとの報告がありました。

(議長と呼ぶ声あり。)

はい。1番、福島登君。

議長

<p>1 番議員</p> <p>議長</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>(自席より) 動議を出したいと思います。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>はい。どのような動議ですか。</p> <p>ここで、一旦、休憩します。</p> <p>(休憩時間：9時02分)</p> <p>動議の内容を確認する。</p> <p>(再開時間：9時02分)</p> <p>再開します。</p> <p>ただいま、1番、福島登君から東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議が提出されました。</p> <p>この動議については、地方自治法第135条第2項及び会議規則第110条第1項により所定の賛成者がありますので、成立をしています。</p> <p>ここで、休憩に入ります。</p> <p>(休憩時間：9時04分)</p> <p>コピーしますので、その席でお待ちください。</p> <p>(動議をコピー、配布)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間：9時12分)</p>
------------------------	--

ただいま、お手元に配布したとおり、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議案についてを、日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることについて、採決します。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに、議題とすることに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数（賛成7人 反対1人）であります。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることは可決されました。

ここで、議会運営委員会を開催しますので、休憩に入ります。
再開は、9時35分とします。

（休憩時間：9時13分）

（自席より、議長これは除斥やろ、と発言あり。）

（議会運営委員会開催）

（日程表・特別委員会委員の配布）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

（再開時間：9時35分）

これより、追加日程第1、発議第17号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議案についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、7番、田島毅三夫君の

	<p>退場を求めますので、議員控え室で待機してください。</p> <p>(田島 毅三夫議員退場)</p> <p>本件については、議会運営委員会で検討されておりますので、委員会の報告を求めます。</p> <p>議会運営委員会委員長。</p>
<p>議会運営委員会委員長</p>	<p>(高畠 俊彦議会運営委員会委員長)</p> <p>議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>さきほど、この動議について、検討した結果、田島議員からの弁明の申し出がありましたので、その機会を与えるが、町職員に対する暴言のあったか、なかったか確認のみの弁明とする。</p> <p>次に、その暴言行為のあった場所に居合わせた副町長からの証言を求めることとする。</p> <p>次に、提出者に対する質疑を行う。</p> <p>以上のように決定しました。</p> <p>これで、議会運営委員会の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>ただいまの議会運営委員会からの報告のとおり、この動議については、7番、田島毅三夫君へ、弁明の機会を与えるが町職員に対する暴言のあった事実確認のみの弁明とする、その暴言行為のあった場所に居合わせた副町長からの証言を求めることとする。</p> <p>以上のとおりで、ご異議ありませんか。</p>

<p>1 番議員</p>	<p>(異議なしとの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>副町長もご異議ありませんか。</p> <p>(議席より、はい、と答える)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>提出者の説明を求めます。</p> <p>1 番、福島登君。</p> <p>(福島 登議員)</p> <p>はい。</p> <p>発議第 1 7 号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議について、次の理由により、議員田島毅三夫君に懲罰を科せられたいので、地方自治法第 1 3 5 条第 2 項及び会議規則第 1 1 0 条第 1 項の規定により動議を提出いたします。</p> <p>提出者は、私、福島登、賛成者は、平山照生、西岡尚宏、小松熙、小野正路、高畠俊彦、武山裕一の各議員であります。</p> <p>提出理由を説明いたします。</p> <p>本日の会議において、松延町長からも報告があったとおり、田島毅三夫議員は、本定例会会期中に町職員に対し、人権侵害ともとれる暴言があった。</p> <p>町民より付託を受けた議員にあるまじき発言であり、それ以前に人として許せないこの言動は、日本国憲法第 1 1 条の基本</p>
--------------	---

議長

的人権の尊重をはじめ、東洋町議会会議規則第102条の品位の尊重に明らかに違反し、議会の品位を汚し、また、町職員を管理する町長、さらには、町民を代表する町議会議員として、町民に対しての信用を失墜させ、議会運営に直接的な影響を与える行為である。

よって、紀律を遵守し、議会秩序を保持する東洋町議会とするため、田島毅三夫議員の懲罰が必要であると考え、賛成議員とともに田島毅三夫議員の懲罰動議を提出する。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりました。

次に、7番、田島毅三夫君の一身上の弁明を許可します。

7番、田島毅三夫君の入場を許可します。

(田島 毅三夫議員入場)

7番、田島毅三夫君、一身上の弁明を許可しますが、町職員に対する暴言のあった事実確認のみとします。

なお、職員のプライバシーに配慮した発言内容とすること、また、実名は出さないこと、発言を許可した以外の発言は認めません。

以上のことに従わなかった場合は、地方自治法第129条第1項の規定による、本日の会議が終了するまで発言を禁止します。

<p>7 番議員</p>	<p>弁明を始めてください。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>今そういう議長からの指示がありまして、弁明さいていただきますが、憲法の基本的なそういう条例にまでに反すというよ うな、人格、人権まで侵すようなことを言われました。</p> <p>そういうことまで言われながら、事実の確認と、その実名を あげてはいけない、その他のことは言ってはいけないというよ うな弁明であれば、これは、この私は、ここにこう立っている、 この理由も原因もまったく闇に葬られてしまいます。</p> <p>こういうことでは、私は、納得できません。</p> <p>これを議長、あの、そのことを許してもらうまで、私は。 これやったら何か。あとの一般質問ができませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>・・・事実確認を・・・。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>わかりました。また、あと、ほんならこれは、自分なりに、 また考えます。</p> <p>事実、あったのは間違いありません。</p> <p>謝罪もしました。撤回もしました。そして、自分なりに、そ の原因も理由もちゃんと述べてあります。</p> <p>また、それに対して、局長から大きな声で怒鳴られたことも 事実であります。</p> <p>そういうことをして、今後、私の、その、どうしてそういう</p>

<p>議長</p>	<p>ことになったかということは、また何かの形で皆さんに知ってもらうようにいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君の弁明が終わりました。</p> <p>7番、田島毅三夫君の退場を求めます。</p> <p>(田島 毅三夫議員退場)</p> <p>これより、発議第17号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議案について質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(異議なしとの声)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>ここで、副町長の証言を求めます。</p> <p>副町長。</p>
<p>副町長</p>	<p>(光本 速雄副町長)</p> <p>まずは、定例会冒頭で、町長が報告をした内容に、間違いはございません。</p> <p>そのうえで、当時の状況を証言をいたします。</p> <p>平成29年12月6日水曜日の午前中に、田島議員からの電</p>

話で呼び出されまして、町職員2名と田島議員の3名で、すでに控え室の部屋へと出向き、私を含めて4名でいる時の出来事です。

侮辱的な暴言に至った経過については、田島議員自身が発行しております議会活動報告の一部の記事の内容のことで、田島議員は、町の職員Bに対しまして、事実確認をしたところ、その町職員Bは、田島議員に対して、事実と異なる記事の内容であるとの指摘をいたしました。

また、町職員Bが説明することに対しまして、田島議員から違うという指摘をなされながらも、丁寧に対応をしておりました。

田島議員は、その説明の途中でもあるにも関わらず、急に話を、別の話題に切り替えまして、町職員Bに対し、今度は、他の事務の対応が悪いと指摘をしております。

しかし、B職員は、この指摘に対して丁寧な態度で、田島議員に対して、この事務の正規の手続きを教えておりました。

すると、田島議員は、突然、その町職員Bに対しまして、大きな怒鳴り声で、侮辱的な発言を発しております。

その侮辱的な発言は、私も聞いております。

以上が、私が同席した際の状況であります。

以上でございます。

(今宮 裕明議長)

光本副町長の証言が終わりました。

どうも、ありがとうございました。

ここで、お諮りします。

議長

本件動議については、議会会議規則第111条の規定により、委員会の付託を省略することができず、議会委員会条例第6条第1項の規定により、6名の委員で構成する懲罰特別委員会が自動的に設置されましたので、これに付託して、審査することに、ご異議ありませんか。

(異議なしとの声)

異議なしと認めます。

よって、本件については、6人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第6条第2項及び第7条第4項の規定により、資料として配付しております委員案の名簿のとおり、2番、平山照生君、3番、高島俊彦君、4番、小松熙君、5番、武山裕一君、6番、小野正路君、8番、西岡尚宏君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声)

異議なしと認めます。

よって、懲罰特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま、選任されました特別委員の方々は、正副委員長の互選を行ってください。

なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9

条第1項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。

また、正副委員長が、ともにおりませんので、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長として、正副委員長を互選することになります。

委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載の上、議長に提出してください。

ここで、お諮りします。

ただいま、可決されました東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰特別委員会につきましては、本日これより、審査に付すことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

7番、田島毅三夫君の除斥を解きます。

(田島 毅三夫議員入場)

7番、田島毅三夫君に報告します。

さきほど、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰特別委員会が設置され、本日、直ちに審査することとなりましたので、報告します。

(議長と言う声あり。)

8 番議員	<p>はい。西岡尚宏君。</p> <p>(西岡 尚宏議員)</p> <p>(自席より) さきほど、田島さんは、その席で、そういうことはあった、言うたと、謝ったというて言いましたが、昨日の全員協議会では、そんなこと言うてないと、どっちを何して、我々、特別委員会で判断したらいいんですか。</p> <p>(自席より、発言・・・と発言あり。)</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>ちょっと待ってくださいよ。</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>こっちで、えいかな。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>こっち、こっち。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>こっち行くか。</p> <p>昨日、特別委員会での、あれは、こう言いましたね。</p> <p>(自席より、全員協議会と発言あり。)</p> <p>全員協議会。田島議員が、この汚い。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p>

7 番議員	<p>あっ。そういう言葉は、慎んでください。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それを言わんと、わからんやろ、ほのかわり。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>そういう言葉は、慎んでください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>わかるやろ。そこの部分が言ってないということ言ったんです。</p> <p>皆さん、わからんと思うが。</p> <p>そのことは、言ってません。</p> <p>(自席より、・・言ってないということですね、と発言あり。)</p> <p>そういうことです。</p> <p>絶対に言っていません。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(自席より、はいと発言あり。)</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それが、わかってもらいたいです。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>ここで、懲罰特別委員会を開催しますので。</p>

1 番議員	<p>(議長と言う声あり。)</p> <p>はい。1 番、福島登君。</p> <p>(福島 登議員)</p> <p>(自席より) さきほど発言の中で、もう一度、再注意せないかんことあるでしょ。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>何ですか。</p>
1 番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>言葉です。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>言葉は、今、注意したでしょ。私が。</p>
1 番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>いや、もっと厳密にやってください。厳密に、もっと厳しくやっていただきたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>懲罰特別委員会を開催しますので、休憩に入ります。</p> <p>再開は、午後 1 時とします。</p> <p>(自席より、何、と発言あり。)</p> <p>2 時間かかる。</p>

懲罰特別委員長	<p>再開は、午後 1 時です。13 時です。 (休憩時間：9 時 53 分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開時間：13 時 00 分)</p> <p>追加日程第 1、発議第 17 号、東洋町議会議員田島毅三夫君 に対する懲罰の件を議題とします。</p> <p>地方自治法第 117 条の規定により、7 番、田島毅三夫君の 退場を求めますので、議員控え室で待機してください。</p> <p>(田島 毅三夫退場)</p> <p>本件について、委員長の報告を求めます。 西岡懲罰特別委員長。</p> <p>(西岡 尚宏懲罰特別委員長)</p> <p>平成 29 年 12 月 8 日付で、本委員会が付託された田島毅 三夫議員に対する懲罰の件について、審査結果をご報告いたし ます。</p> <p>お手元の委員会審査報告書をご覧ください。</p> <p>本委員会は、平成 28 年 12 月 8 日付で、提出者の福島登議 員をはじめ賛成者 6 名の連署により、田島毅三夫議員に対する 懲罰動議が提出され、議長指名により懲罰特別委員会が設置さ れ、同日に、6 名で構成する同委員会を招集し、委員長に、私、 西岡尚宏、副委員長に平山照生議員が選出されました。</p>
---------	--

次に、本委員会における審査の結果について、概要を説明いたします。

平成28年第4回定例会2日目の田島毅三夫議員に対する懲罰動議の審議の中で、田島毅三夫議員は、侮辱的な暴言を発していないとの弁明であり、

(議長と呼ぶ声あり。)

(自席より、平成29年。今、8年・・・と発言あり)

すみません。はい。平成29年です。間違いました。申し訳ありません。

一方、光本速雄副町長からは、侮辱的な暴言があったとの証言がありました。

懲罰特別委員会では、松延宏幸町長からの報告にあった侮辱的な暴言について事実確認の調査を実施いたしました。

まず、被害職員に調査協力を求め、電話を通じての録音記録を、本報告書作成後、速やかに削除するという条件のもと了解を得て、被害職員は、侮辱的な暴言については、触れたくないとのことであったので、その侮辱的な暴言を私が言葉で示すと、被害職員は「はい。間違ありません。」ということで、委員全員が確認をいたしました。

次に、その場に居合わせた同僚の職員に、証言を求めたところ、田島毅三夫議員は、被害職員に対し、威圧的な脅迫じみた大きな怒鳴り声で、その侮辱的な発言を発したとの証言がありました。

次に、本議場で、田島毅三夫議員は、その侮辱的な暴言を具体的に発したことに對して、光本速雄副町長は、侮辱的な暴言を具体的に述べていないため、懲罰特別委員会への出席要請し、

念のため具体的に侮辱的暴言を確認いたしました。

一方、侮辱的発言を発していないとする田島毅三夫議員の弁明内容については、裏付けるものではありませんでした。

この調査結果を受けて、懲罰特別委員会としては、田島毅三夫議員から被害職員に対し、発した侮辱的な暴言は事実であると判断いたしました。

以上のことから、田島毅三夫議員が起こした言動は、日本国憲法第11条の基本的人権の尊重をはじめ、東洋町議会会議規則第102条の品位の尊重に著しく違反し、違法性が強いと言わざるを得ず、誠に遺憾であり、許されるべきものではありません。

よって、田島議員に対しては、議会で定める懲罰を科すことは、もはや免れないことと判断をいたしました。

次に、地方自治法第135条第1項の規定により懲罰の種類について協議をいたしました。

田島毅三夫議員が起こした言動は、議会の品位を汚したうえ、被害職員、また、町職員を管理する町長、さらには、町民を代表する町議会議員として、町民に対しての信頼を失墜させ、会議運営に直接的な影響を与える行為であり、また、本議会の中で、今宮裕明議長が田島毅三夫議員に弁明を許す際に、職員のプライバシーに関する配慮を求めたにも関わらず、侮辱的な暴言を公の場で、具体的に発言し、被害職員が特定できる同僚職員の職名をあげたことは、今宮議長の求める、公の場での被害職員へ配慮が、まったくなされてないと言わざるを得ません。

もはや、戒告や公開の議場における陳謝では済まされず、一定期間の出席停止が妥当という結論に至り、平成29年第4回

議長

定例会 2 日目の 12 月 8 日の 1 日間の出席停止とすることに全会一致で決定いたしました。

以上のことから、田島毅三夫議員に課する懲罰の種類は、平成 29 年第 4 回定例会 2 日目の 12 月 8 日の 1 日間の出席停止とすることに決定いたしました。

以上で、懲罰特別委員会からの報告を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(今宮 裕明議長)

懲罰特別委員長からの報告が終わりました。

ここで、議会運営委員会を開催しますので、7 番、田島毅三夫君の除斥を一旦解き、入場を許可します。

(田島 毅三夫議員入場)

7 番、田島毅三夫議員、ただいまより、議会運営委員会を開催します。

それでは、議会運営委員会を開催しますので、休憩に入ります。

再開は、午後 1 時 30 分でお願いします。

(休憩時間：13 時 09 分)

(休憩中に、田島毅三夫議員から議長へ辞職願の提出があり、定例会本会議を欠席)

<p>議会運営委員会委員長</p>	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開時間：14時00分)</p> <p>ただいまの出席議員は8名であります。 田島議員は、欠席をしております。</p> <p>議会運営委員会の報告を求めます。 高畠議会運営委員会委員長。</p> <p>(高畠 俊彦議会運営委員会委員長)</p> <p>それでは、議会運営委員会の報告を行います。 さきほど、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件について、検討した結果、田島議員には、弁明の機会を与えるが、懲罰特別委員長からの報告内容に対する弁明のみとする。</p> <p>次に、この件について、委員長に対する質疑行う。 次に、討論を行う。 次に、採決は起立によって行う。 以上のように決定しました。 これで、議会運営委員会の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>ただいまの、議会運営委員会からの報告のとおり、この動議については、7番、田島毅三夫君へ、弁明の機会を与えるが、懲罰特別委員長からの報告内容に対する弁明のみとする、委員長に対する質疑を行い、討論を行ったのち、起立による採決を行う。</p>

以上のとおりで、ご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり。)

異議なしと認めます。

次に、7番、田島毅三夫君の、一身上の弁明を許可します。許可しますが、本人は欠席をしておりますので、弁明は行わないものとしします。

そういうことでよろしいですか。

(異議なしとの声あり。)

異議なしと認めます。

これより、発議第17号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件について、委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり。)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、ありませんか。討論は、ありませんか。

(自席より、反対討論か、賛成討論かと発言あり。)

反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり。)

賛成者の討論はありませんか。

はい、2番、平山照生君。

<p>2 番議員</p>	<p>(平山 照生議員)</p> <p>私は、賛成の立場から討論を行います。</p> <p>議会議員が、業務の一つとして、行政を監視することがあります。行政を監視する権限を持つ以上、常日頃から議員自身が行政の模範となるような誠実な態度で、事にあたる必要があります。このような前提で、事にあたるべき議員が、こともあろうに職員に対し、人権侵害ともとれる暴言があったことを町長より指摘されるとは、なげかわしいことであります。</p> <p>副町長の証言により、田島毅三夫議員は職員に対して卑劣な言動を浴びせたとする町長の指摘は間違いないと証明されました。</p> <p>ここに至って、田島毅三夫議員は、自身の卑劣な暴言で傷つけた職員に対し、責任を負う必要があることは当然であります。</p> <p>よって、私は、本件懲罰動議に賛成します。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>次に、反対者の討論はありませんか。</p> <p>(なしとの声あり。)</p> <p>続いて、賛成者の討論はありませんか。</p> <p>はい、5 番、武山裕一君。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>(武山 裕一議員)</p> <p>賛成討論を行います。</p> <p>本事件についての暴言は、議員としての資質を疑うものであります。町職員を深く傷つけたことは、許されるものではないと考えます。よって、本事件をそのまま放置することはできな</p>

議長

いのであります。それ相応の処罰が必要であることは明らかであります。

だから、私は懲罰動議に賛成するものであります。

(今宮 裕明議長)

次に、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり。)

賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり。)

他に討論はありませんか。

(なしとの声あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、発議第17号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件についてを、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は、7番、田島毅三夫君に、本定例会2日目の12月8日の1日間出席停止の懲罰を科すことあります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は、起立願います。

起立全員であります。

どうぞ、着席してください。

よって、7番、田島毅三夫君に、本定例会2日目の12月8日の1日間の出席停止の懲罰を科すことは可決されました。

もうこれ、おらんきに一切なしやな。

休憩します。

(休憩時間：14時08分)

(進行内容の確認)

(再開時間：14時09分)

ただいまの議決に基づいて、これから、7番、田島毅三夫君に対する懲罰の宣告を行います。

7番、田島毅三夫君の起立を求めます。

7番、田島毅三夫君に、本定例会2日目の12月8日の1日間の出席停止の懲罰を科します。

ここで、休憩します。2時25分まで休憩します。

再開宣言が漏れました。

(休憩時間：14時10分)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(再開時間：14時25分)

(議長と呼ぶ声あり)

はい、2番、平山照生君。

(自席より、緊急動議を日程に追加したいので、手続きをお願いしたいのですがと発言あり。)

どのような動議ですか。

(自席より、職員のパワーハラスメントの防止対策について
ですと発言あり。)

一旦、休憩します。

(休憩時間：14時27分)

(動議を提出)

再開します。

(再開時間：14時27分)

ただいま、2番、平山照生君から町職員へのパワーハラスメント行為について再発防止を講じる決議案が提出されました。

この動議については、会議規則第16条により所定の賛成者
がありますので、成立しています。

ここで、休憩に入ります。

(休憩時間：14時28分)

(動議のコピーと日程表を配布)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：14時38分)

ただいま、お手元に配布したとおり、町職員へのパワーハラスメント行為について再発防止を講じる決議案についてを、日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることについて、採決します。

この動議を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに、議題とすることに、賛成の方は、挙手願います。

挙手全員であります。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることは可決されました。

これより、追加日程第2、発議第18号、町職員へのパワーハラスメント行為について再発防止を講じる決議の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

2番、平山照生君。

(平山 照生議員)

それでは、提案させていただきます。

発議第18号、町職員へのパワーハラスメント行為について再発防止を講じる決議について、本議案を別案のとおり、議会議事規則第14条の規定により議会に提出する。

本日提出であります。

2番議員

提出者は私、平山照生、賛成者は、小野正路、高島俊彦、小松熙、武山裕一、福島登、西岡尚宏の各議員であります。

この提出理由を説明したいと思います。

この決議案は、町職員へのパワーハラスメント行為について再発防止を講じる決議案であります。

それでは、決議案を、朗読したいと思います。

町職員へのパワーハラスメント行為について再発防止を講じる決議案、我々、東洋町議会議員は、町民の負託を受けた代表者であり、高い倫理性と責任を持って議員活動を行うことが求められている。

しかるに、今般の東洋町議会議員による町職員に対して暴言を吐いた行為、いわゆるパワーハラスメント行為があったことは、誠に遺憾であり、当事者は真摯に、そして謙虚に自省すべきである。

町議会議員が町職員に対して暴言を吐くということは、弱い立場への配慮に欠けた行為であるとともに、町執行部との信頼関係を損ない、ひいては議会活動に支障を及ぼしかねない。

また、私たち東洋町議会議員は、この政治家たる以前に一人の社会人であり、このようなパワーハラスメント行為は断じて許されるものではなく、今後もあってはならない。

よって、東洋町議会は、議会議員によるパワーハラスメントを排除し、再発防止のための対策を講じることをここに決議する。

以上、決議する。平成29年12月8日 東洋町議会。

なお、決議案については、お手元に配布してありますので、

議長

ご参考いただき、ご審議をお願いします。

以上で、説明を終わります。

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(なしとの声あり。)

反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり。)

賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、発議第18号、町職員へのパワーハラスメント行為について再発防止を講じる決議の件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議会議員は、全員、ご起立願います。

このたび、現職町議会議員による町職員への暴言行為、いわゆるパワーハラスメント行為があったことについて、議会組織として、このような不祥事を未然に防ぐことが出来ず、被害を受けられました町職員さま、また、ご家族さまに対して、東洋町議会を代表して深くお詫び申し上げます。（礼）

また、町長をはじめとする町職員の皆さま、また、我々議会議員を支えてくださる町民の皆様方におかれましても、信頼を裏切る事態となり深く反省をしております。（礼）

今後、このようなことが再発しないよう、議会をあげて、再発防止に取り組んで参ります。

大変、申し訳ございませんでした。（礼）

ご着席ください。

ここでお諮りします。

町職員へのパワーハラスメント行為の再発防止を講じる決議が可決されたことを受け、再発防止に努める東洋町議会とするため、今般の町議会議員によるパワーハラスメントに関する本町議会の一連の対応について、東洋町議会だより第140号において、公表することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり。)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

日程に入ります。

日程第1、承認第7号、専決処分事項、平成29年度東洋町一派会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を議題とします。

質疑について、まず本会議で提出されたすべての議案に対し、1人1時間以内、答弁時間も1時間以内とし、一問一答方式で行います。また、議会会議規則第54条の規定により、発言はすべて簡明にするものとし、議題外に渡り、またはその範囲を超えてはならず、質疑にあたっては自己の意見を述べる事ができないことになっております。その規定に反すると認める時は、同規則第2項の規定により注意し、なお従わない場合は、発言の禁止をします。

なお、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は議員の質疑に対し反問できますので、反問する場合は反問しますと発言のうえ、挙手願います。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

他に討論はありませんか。

自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、承認第7号。専決処分事項、平成29年度東洋町一般会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第2、議案第31号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

ほかに討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第31号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第32号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が1件ありました。1番、福島登君、質疑を始めて下さい。

(自席より、はいと発言あり。)

(議席より、訂正させて欲しいと発言あり。)

休憩します。

(休憩時間14時48分)

条文修正について訂正がある旨の確認。

休憩前に引き続き、再開します。

(再開時間：14時48分)

<p>総務課長</p>	<p>大坪総務課長。</p> <p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>ご提案をさせていただいております、議案第32号、一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、議案関係資料の8ページに誤りがございましたので、申し訳ございませんが、お手元の資料の差し替えをよろしくお願ひします。</p> <p>内容につきましては、附則、施行期日等の第1条、交付の日から施行のあとに、平成29年12月1日から適用する条文が欠落しておりましたので、加えさせていただいております。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>よろしいか、福島議員。</p> <p>(自席より、はいと発言あり。)</p> <p>1番、福島議員、質疑を始めて下さい。</p>
<p>1番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>皆様、お疲れ様でございます。それでは、私の方から1件議案質疑をさせていただきます。</p> <p>議案第32号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、次のことをお聞ひいたします。</p> <p>議案理由の説明では、人事院勧告に基づき、俸給表を引き上げるとともに、勤勉手当において、年間支給月を0.1カ月分引き上げることとし、これまでの改正措置を平成29年4月に遡及して適応すると説明がございました。</p>

	<p>この人事院勧告制度は、公務員の労働基本権の制約の代替措置として、職員に対して適正な給与を保障する機能を持つものであります。平たく言うと、職員が給与などについて、労使交渉での決定が認められていないので、代替措置とするもので間違えないか、人事院の給与勧告制度について、今一度、住民の皆さんが分かるような説明を求めます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長) 福島議員の質疑にお答えいたします。 人事院の給与勧告制度について申し上げます。公務員は、通常の民間企業が認められている団体交渉権が制約されているため、その代償措置といたしまして人事院が置かれております。 団体交渉権の制約とは、具体的に申しますと公務員は給与等の勤務条件に関する労使交渉及び争議権は認められておりません。そのため、中立の第三者機関であります人事院が、職員と民間給与を比較し、俸給表などが適当であるかどうかを判断しまして、毎年8月頃に勧告をしております。本町のように、人事委員会を置いていない自治体におきましては、国の人事院勧告に基づき、給与等を決定しております。今回の人事院勧告では、給料表全体の引き上げと勤勉手当0.1月分引き上げる勧告がなされております。 以上でございます。</p>

議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(自席より、次の質問と発言あり。)</p> <p>はい、福島登君。</p>
1 番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>2つ目です。</p> <p>給与を県から国準拠に切替た経緯について、今一度、住民の皆さんの理解が深まるような説明をしていただきたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>福島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>給与を県から国準拠に切替た経緯でございます。</p> <p>本町の給与水準は、これまで高知県に準拠をしております、高知県の給与は、地域における民間との均衡が保たれているとの判断から給与制度の見直しは行っていませんでした。</p> <p>しかし、国では、民間賃金の水準のよりの確な公務員給与への反映や、官民の給与差を踏まえた給与水準の見直し、俸給表の水準の引き上げなどにも取り組んできていることから、県より国家公務員の給与制度を基本とした給料水準を見直すよう指導もございました。</p> <p>この見直しにつきましては、全国の市町村で行われておりま</p>

議長

して、本町におきましても、本年4月1日より実施しているところでございます。

以上でございます。

(今宮 裕明議長)

福島登君の質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

他に討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第32号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第４、議案第３３号、平成２９年度東洋町一般会計補正予算第３号を定めることについて、議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

他に討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第３３号、平成２９年度東洋町一般会計補正予算第３号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第５、議案第３４号、東洋町過疎地域自立促進計画の変更についての件を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

他に討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第34号、東洋町過疎地域自立促進計画の変更についての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第35号、高知市及び東洋町における連携高知広域都市圏形成に係る連携協約の締結についての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

他に討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号、高知市及び東洋町における連携高知広域都市圏形成に係る連携協約の締結についての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、閉会中の継続審査、調査の申出についての件を議題とします。

お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査、調査の申出がありました。

ここで、お諮りします。

それぞれの委員長からの申出により、閉会中の継続審査、調

査の申出に付することにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

ここで、一旦休憩をします。

15時15分に再開します。

(休憩時間：15時00分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：15時15分)

日程第8、一般質問を行います。

質問時間は1人40分以内、答弁時間も40分以内とし、一問一答方式で行います。

なお、質問の際は、一般質問通告書の内容以外は認めず、また、質問は一問につき再問3回までと認めていますが、執行部からの答弁に対する質問といたします。

次に、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は議員の質問に対し反問できますので、反問する場合は、反問しますと発言のうえ、挙手願います。

質問の通告が4名ありました。

初めに福島登君の質問を許します。

件名は、園児、児童、生徒の現状人数と今後の推移等について他、4件であります。

答弁者は、町長、副町長、教育長、課長となっております。

福島登君、質問を始めてください。

1 番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>皆様、お疲れ様です。私からは、教育関係 4 件と、防災関係 1 件ですので、できる限り簡潔に行いたいと思いますので、皆様のご協力、よろしく願いいたします。</p> <p>まず、1 つ目の質問ですが、園児、児童、生徒の現状の人数と今後の推移等について、次の点をお聞きします。</p> <p>1 つ目に、園児、児童、生徒の現状の人数について、お聞きをします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>川田教育長。</p>
教育長	<p>(川田 真由美教育長)</p> <p>それでは、福島議員の質問にお答えします。</p> <p>現在の小学校児童数ですが、甲浦小学校 49 名、野根小学校 17 名の計 66 名です。中学校生徒数、甲浦中学校 20 名、野根中学校 14 名の合わせて 34 名、合計児童、生徒数は 100 名となっております。</p> <p>園児についてですが、住民課のお手元の方に次の質問の推移についての回答のために資料をお配りしてありますので、その表の住民課の資料では、在園児、現在 39 名となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1 番、福島登君。</p>

1 番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>今、現状の説明がございました。今後の推移等について、次にお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>川田教育長。</p>
教育長	<p>(川田 真由美教育長)</p> <p>それでは、福島議員の質問にお答えします。</p> <p>お手元の方に、東洋町管内小中学校児童生徒数の推計の表、平成29年から平成33年の表と、住民課の入園児数一覧表を資料として配布いたしております。この表のご参照でよろしいでしょうか。</p> <p>(自席から、・・・と発言あり。)</p> <p>児童、生徒数ですが、平成29年度は質問1の1でお答えしましたように、児童生徒数合計が100名になっております。</p> <p>平成30年度91名、平成31年度93名、平成32年度97名、平成33年度93名、この人数は、平成29年5月1日現在の住民基本台帳より集計しております。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1番、福島登君。</p>
1 番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>この表を見ますとですね、1、2、3、4、5年間の推移をですね、小学校は49人まで減ると。全体では、マイナス7と</p>

	<p>ということで、今後10年、20年を考えますと、もう少し減っていくのかなあというふうに考えられます。</p> <p>関連して、次の質問に移ります。2つ目の質問です。</p> <p>小中学校の適正規模、適正配置等について、次の点をお聞きます。</p> <p>1つ目は、小中学校の複式学級の取組等について、お聞きをいたします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>川田教育長。</p>
教育長	<p>(川田 真由美教育長)</p> <p>福島議員のご質問にお答えします。</p> <p>平成29年度は、野根小学校の1、2年生、3、4年生、5、6年生が複式となっております。</p> <p>その取組みとしては、教員資格を持つ放課後等学習支援員1名、特別支援、教育支援員を2名配置し、授業、また学校生活の指導面等で担任を補佐し、子供に寄り添った学習支援等を行っております。</p> <p>来年度につきましても、予算のこともありますが、引き続き今年度のような取組を考えております。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1番、福島登君。</p>
1番議員	<p>(福島 登議員)</p>

	<p>3番に2番の質問が入っておりまして、私の質問の書き方がまずいようでございます。2番は飛ばしまして、3番を質問したいと思いますが、議長、よろしいですか。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) はい、どうぞ。</p>
1番議員	<p>(福島 登議員) はい、それでは質問に移ります。 小中学校の併設、統廃合等について、これまで、何度か話し合われていると思います。その話し合われた経緯と結果、または、今後の適正配置について、どのように考えているのかお聞きをいたします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 川田教育長。</p>
教育長	<p>(川田 真由美教育長) 福島議員の質問にお答えします。 話し合われた経緯についてですが、平成17年度に東洋町立学校規模適正化勉強会、平成20年度に野根小学校、中学校併設検討委員会、平成21年度から23年度に小中学校統合併設検討委員会が行われております。各委員会、勉強会での結論は出ておりません。 続いて、今後の適正配置についてでございますが、児童、生徒数の減少等を勘案しての小中学校の併設、また統廃合につい</p>

	<p>では、現段階では具体的な検討課題とは捉えておりませんが、小規模校のメリットを活かし、保育園から義務教育を終えるまで、子供たちを地域で見守り、育てていくことが重要だと考えております。</p> <p>今後、小中一貫校、義務教育学校等について、他町村の取組等を基に将来的には検討することも視野に入れ、情報収集、先進校の視察等も必要かと考えております。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1番、福島登君。</p>
1番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>なかなか、今の教育についてですね、適正規模や適正配置をですね、一概に人数等、数等明確にすることは難しいとは思いますが。</p> <p>それでもですね、まずは、これらの問題をですね、教育委員会や学校などで取り上げてですね、勉強会や議論をしたうえでですね、適切な時期にですね、住民を交えた議論を、ぜひ、持つ必要があると思いますが、そのあたりはどういうふうに考えていますか。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>川田教育長。</p>
教育長	<p>(川田 真由美教育長)</p> <p>福島議員の再問にお答えします。</p>

	<p>先ほどの答弁の中にも少し述べさせてもらったんですけども、人数的なことによる適正規模、適正配置についてはなかなかですね、考えにくいというか、議論しにくい点もあると思います。</p> <p>小中一貫校、義務教育学校等については、小中一貫校が県内で10校、義務教育学校は県内で2校、全国でも48校という設置数なんですけれども、東洋町でもですね、その時期が来れば教育委員会でも協議、研修を行いたいと考えております。</p> <p>住民を交えた議論の場についてですが、現時点では考えておりません。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1番、福島登君。</p>
1番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>はい、関連して次の質問に移ります。3つ目の質問です。教育施設の老朽化等について、次の点をお聞きします。保育園を含む学校等教育施設の築年数と施設の現状等について、お聞きします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>川田教育長。</p>
教育長	<p>(川田 真由美教育長)</p> <p>福島議員の質問にお答えします。</p> <p>学校等教育施設の築年数については、お手元に資料を配布し</p>

<p>議長</p>	<p>ております。</p> <p>校舎それぞれ、小学校2校、中学校2校、体育館3カ所、給食等特別教室等にそれぞれ分けて明記をしております。その次の表に保育園の方の関係資料、一般質問3に対する関係資料も付けております。</p> <p>中学校教育施設に関しては、現状については各施設とも老朽化が大変進んでおります。部分的修繕で現在の所対応をしている現状です。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1番、福島登君。</p>
<p>1番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>答弁いただきました。</p> <p>この、築年数の表を見てもみると、甲浦中学校は、すでに50年、野根の中学校は、すでに52年というふうに出ております。かなり年数が経っております。</p> <p>2つ目の質問に移ります。補修や建替、高台移転等の今後の計画について、お聞きします。よろしくお願ひします。</p>
<p>教育長</p>	<p>(川田 真由美教育長)</p> <p>福島議員の質問にお答えします。</p> <p>補修について、過疎計画では、平成28年度から32年度中の予定となっておりますが、多額の費用が見込まれるため、町執行部を検討していきたいと思っております。</p> <p>また、建替、高台移転等については、財政的なこともあり、</p>

<p>議長</p> <p>1 番議員</p>	<p>現時点では大変考えにくいことだと判断をしております。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1 番、福島登君。</p> <p>(福島 登議員)</p> <p>なかなか、明確な答弁をいただけないという、まあ、そういうことも分からなくはございませんが、保育園も含むすべての学校教育施設を大規模改修や建替のことは、先ほどの答弁にもありましたように、国や県の支援があるにせよ、財政面から考えれば大変難しいことだと思います。</p> <p>町立学校の併設、統廃合等、保育園も含む学校等教育施設の建替や移転については、防災対策も踏まえ、将来の東洋町を考えればですね、避けては通れない大きな問題であると思います。</p> <p>このことを住民の皆様を含めてですね、町全体で考える時期が来ているのではないかなということを問題として提起しておきたいと思います。</p> <p>4 つ目の質問に移りたいと思います。</p> <p>魅力ある学校づくり等について、現在までの取組と今後の取組について、お聞きします。</p>
<p>議長</p> <p>教育長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>川田教育長。</p> <p>(川田 真由美教育長)</p> <p>福島議員の質問にお答えします。</p>

魅力ある学校づくり等についてということでございますが、学校と地域、また管内学校間の連携を深めることにより、子どもたちから、また学校現場から、そして、地域の人たちから見ての魅力ある学校とするために、現在、国、県が推進しております学校への地域支援本部の設置、また、コミュニティスクール、学校運営協議会制度を持つ学校のことなのですが、この設置について計画的に進めていきたいと考えます。

そのためにも、今後、現在の子どもや学校が抱える課題解決のためには、学校、家庭、地域が連携、協同し、社会総がかりでの教育の実現が不可欠であることを、教育委員会での認識は勿論ですが、学校現場、民生児童委員等の方々のご理解、ご協力を得るために、今後、説明会、研修会等を行っていきます。

また、子どもの声、子どもを取り巻く地域、学校現場の声が、行政、教育委員会に届く環境づくり等にも、さらに努めていきたいと考えております。

放送をお聞きの皆さんにもご協力、ご支援をお願いいたします。

以上です。

(今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

議長

(福島 登議員)

はい、先日ですね、県の高校の再編計画について意見交換会があつてですね、室戸高校の全日制、定時制の存続をですね、県教委と検討委員会の皆さんにお願いする場面がございませ

1番議員

	<p>た。</p> <p>検討委員会の皆さんはですね、何を言うかということは、まず残してもやっぱり魅力ある学校でなければですね、なかなか地域の生徒が通ってくれないというのは変わらないのではないかと、1つ大きな問題として提起されておりました。</p> <p>なかなか大変でしょうけど、教育委員会の皆さんやですね、教育関係者の皆さんにはですね、今後もしできる限り知恵を絞っていただいて、考えていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>次の質問に移ります。5つ目の質問です。</p> <p>防災全般の中長期的な計画等について、次の点をお聞きします。</p> <p>南海トラフ地震災害に備える防災の中長期的な計画等について、お聞きします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>福島議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>南海トラフ地震災害に備える防災の中長期的な本町の計画につきましては、南海トラフ地震により想定されます被害をできる限り軽減するために、ハード事業、ソフト事業、両面において、本町の地域防災計画に基づいた社会資本総合整理計画がございます。</p> <p>この計画は、平成29年度から平成33年度までの5カ年計</p>

	<p>画となっております。避難場所や避難路、避難タワー整備の他、防災復旧活動用敷材、津波避難誘導等の整備などが盛り込まれており、国の補助制度を活用できるものでございます。</p> <p>制度が存続する限り、計画等の見直しや新規事業の追加などにより、長期にわたり計画も立てられることが可能であります。</p> <p>また、特に緊急を要する津波避難路などの整備につきましては、津波避難対策緊急事業計画、これは平成27年度から平成31年度までとして策定しております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1番、福島登君。</p>
1番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>はい、なかなか個々の計画等の説明は難しかったのかなというふうに思います。</p> <p>来年度は、皆さんもご承知のようにですね、中期財政計画を見直す年度に来とると思うんです。その中で大きなハード的なことについてはですね、計画に入れると思いますので、またその中で色々なハード面を計画していただきたいと思います。</p> <p>それとですね、私が1つその説明の中で言っていたら良かったかなと思うことの中にですね、白浜地区の防災タワーの建替等についての説明が欲しかったんですが、9月議会です。同僚議員への答弁で執行部は白浜第2防災避難タワーの建替に触れておりましたが、第2避難タワーは南海トラフ地震の新想定において、津波想定高さより最上段は高く建設されて</p>

<p>議長</p>	<p>おり、避難マップでもですね、赤枠の計画とはなってございません。</p> <p>皆さん見たこともあると思いますが、避難マップにはまだ高さが足っていない施設については、赤枠表示となっております。赤枠となっている高さの足りない第1タワーのみの建替が必要と認識をしていましたが、第2タワーの建替についてどのように考えているか、明確な答弁をよろしくお願いいたします。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>できるだけですね、避難タワーも多ければ多いほど良いというふうには思っておりますけれども、緊急防災事業債ですね、これは平成32年度まで延長されておりますので、財政的なことも含め、あるいは用地の問題ですね、一番問題になるのは用地ということで、現在の野根地区の計画も用地がなかなか困難な場所でございます、大変遅れております。</p> <p>そういった優先的な部分をまず最初に整備をして、それから用地の状況も見ながら、財政的なことも見ながらですね、検討していきたいと思っております。</p> <p>明確ではございませんが、よろしくおねがいします。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1番、福島登君。</p>

1 番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>はい、すみません、皆さんお疲れのところ、もう少し聞いて いただきたいと思います。</p> <p>なかなか、明確な答弁がいただけないということですが、白 浜地区においてですね、住民総意でですね、第1避難タワー建 替の要望をする計画があります。</p> <p>各地ともですね、更地が多くなっております。白浜について もたくさんの更地がありですね、できました。仮にですね、適 切な場所があればですね、早期の建替を検討していただけるか、 もう少し踏み込んだ答弁をいただけたら幸いと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>先ほども答弁いたしましたようにですね、用地ですね、場所 の特定、あるいは、ご協力がいただけるようであればですね、 32年度までのこの、緊急防災事業債があるうちに検討してい きたいというふうに思っております</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1番、福島登君。</p>
1 番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>大雨や土砂災害等の災害に備える防災の中長期計画等につい</p>

<p>議長</p>	<p>て、お答えいただけますか。よろしく申し上げます。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>福島議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>土砂災害などに備える防災の中長期的な計画につきましては、県が主体となり、本町の土砂災害危険箇所や、土砂災害の一般的な前兆現象及び警戒情報が発表された時の対処の仕方など、分かりやすく記載されましたパンフレット、高知県土砂災害危険箇所マップを平成27年度に全戸配布をしております。</p> <p>また、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を進め、平成31年度に完了する見込みとなっております。</p> <p>本町の地域防災計画に定めることは、この後、義務化されることとなります。</p> <p>また、28年2月には、市町村だけでは対応が困難な南海トラフ地震後稼働閉塞に伴う土石流、いわゆる山津波を想定した行政機関の情報伝達訓練を行い、住民の実際の行動に結び付く訓練を実施しております。</p> <p>このようなソフト対策の充実に加え、砂防施設等のハード整備を県と町が一体となって土砂災害による犠牲者を出さない総合的な対策を推進して参りたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p>

<p>1 番議員</p>	<p>1番、福島登君。</p> <p>(福島 登議員)</p> <p>はい、最後にですね、平成26年に発生した河内川の氾濫を教訓にですね、今後、治水を目的とした河川の浚渫などについてもですね、高知県と協議していただきですね、適正に適切な時期に検討していただくようによろしくお願いをいたします。</p> <p>河内の現場を見ますとですね、かなり堆積しておりますので、それらを踏まえて検討、協議しながらですね、計画的に作成することをお願いし、私の質問を終わります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議員)</p> <p>福島登君の質問が終わりました。</p> <p>続いて、西岡尚宏君の質問を許します。</p> <p>件名は、漁業に対する経営支援策についてであります。</p> <p>答弁者は、町長、副町長、課長、課長補佐となっております。</p> <p>西岡尚宏君、質問を始めてください。</p>
<p>8 番議員</p>	<p>(西岡 尚宏議員)</p> <p>それでは、質問をさせていただきます。</p> <p>漁業に対する経営支援策について、野根地区で長年地域の産業として、また、全国屈指の漁獲技術と水揚げ量を誇っていた野根の大敷組合が8月に解散いたしました。</p> <p>野根の大敷組合が解散に至った理由は様々ではありますが、理由の一つに魚価の低迷や台風により、経営が困難になったと聞</p>

<p>議長</p>	<p>いております。</p> <p>本町の基幹産業である漁業が衰退の危機に至っている現状にあると思うが、漁業を存続するための支援策は考えているのかお聞きします。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
<p>産業建設課長補佐</p>	<p>(手島 憲作産業建設課長補佐)</p> <p>西岡議員の質問にお答えします。</p> <p>漁業に対する経営支援策についてですが、現在、町にある支援策としましては、災害時対策として、東洋町災害対策支援保証料補給金という利子補給があります。</p> <p>対象者としてしましては、災害の被害を受けた漁業者で、町長が被害基準に該当する旨を認定し、本資金を貸付けることを適当と認める者に対し、その施設等の復旧に必要な資金、または生活活動の再開等に必要な資金を貸付ける高知県信用漁業協同組合連合会農林中央金庫、その他の金融機関で、東洋町と災害対策特別資金の利子補給契約を締結している融資機関が対象となります。</p> <p>また、別の利子補給としましては、沿岸漁業等経営育成資金利子補給があり、この内容は、経営安定資金としまして、海面養殖業、沿岸漁船漁業、定置漁船小型定置漁業、内水面養殖業、水産加工業、それと経営維持資金としまして、中古船の購入、中古機関の購入、中古機器の購入、定期検査にかかる費用について、利子補給があります。</p>

	<p>貸付金に対する利子補給は、以上のようにありますが、現在、その他の経営に対する事業は、現在のところありません。</p> <p>また、漁業者と高知県信用組合漁業連合会とで、災害時の保険もあると聞いておりますので、漁業者自身の備えも必要だと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>8番、西岡尚宏君。</p>
8番議員	<p>(西岡 尚宏議員)</p> <p>今、補佐が説明してくれました。</p> <p>それは、かなり昔から私たち知っております。</p> <p>私が言っているのはそうではなく、今、漁業、農業、東洋町の一次産業は大変な時期です。</p> <p>野根は今、大敷が1つ、小敷が3つ、甲浦には小敷が1つ、また、一本釣り、小網、海老網、海女、みんな必死で頑張っております。</p> <p>町単独の商工持続発展支援事業のような、借りよい補助金のようなものはできないものでしょうか。</p> <p>1日も早くこういうものをしていただきたいんですが、町長の考えをお聞きします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>

町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>先ほど、補佐の方からですね、答弁がありましたけれども、制度的なものにつきましては、農業も漁業もですね、国、県の制度としてはあるわけでございますけれども、事業費が大きいというふうなことになってきますと、融資しかないという現状もでございます。</p> <p>町といたしましてもですね、使い勝手の良い何らかの補助金を創設をしていただければというような内容の質問だと思いますけれども、商工持続の補助金につきましては、現在、町の店舗ですね、この数がどんどん減ってきて、何とかちょっとした支援で1年でも2年でも継続して頑張っていたいただければなという意味合いで作ったわけでございますが、この商工もですね、同じ方の申請が増えてきておりますので、その辺りの見直しも含めまして、一次産業への使い勝手の良い町単独の大きな補助金は到底無理でございますが、その辺のところ来年度以降ですね、財政状況を勘案しながら何らかの形のものを創設できればなというふうに思っておりますので、大きな支援はできませんけれども、やる気のある方のちょっとした町からの補助が助かるというようなことであれば、検討していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>8番、西岡尚宏君。</p>
8番議員	<p>(西岡 尚宏議員)</p> <p>町長から答弁をいただきました。</p>

	<p>大きなものではなくても、小さいものでもみんな助かると思 いますので、1日も早くよろしく願いいたします。</p> <p>これで終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>西岡尚宏君の質問が終わりました。</p> <p>続いて、高畠俊彦君の質問を許します。</p> <p>件名は、耐震改修補助事業について他1件であります。答弁 者は町長他となっております。</p> <p>高畠俊彦君、質問を始めてください。</p>
<p>3番議員</p>	<p>(高畠 俊彦議員)</p> <p>それでは、私の一般質問を始めていきたいと思ひます。よろ しく願いいたします。</p> <p>まず初めに、耐震補強補助事業について質問をいたします。</p> <p>①として、9月定例会でこの件について質問した際に執行部 の答弁では、耐震診断の申し込み件数67件中15件の耐震診 断が完了し、そのうち11件が耐震設定補助金を申請中1件が 改修工事完了と聞きましたが、私が聞きました9月以降の12 月までの進捗状況をお聞きしたいのであります。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p>

<p>議長</p>	<p>高島議員のご質問にお答えいたします。 現在の進捗状況について申し上げます。 耐震診断については、67件中完了は62件でありまして、耐震設計及び工事につきましては、11件の申請中7件が施行中でありまして、1件が工事を完了しております。 年度内の早期完了を目指しまして取組を進めているところでございます。 以上でございます。</p> <p>(今宮 裕明議長) 高島俊彦君。</p>
<p>3番議員</p>	<p>(高島 俊彦議員) 9月議会ではありますが、ただ、今の進捗状況をお聞きすれば、9月議会に予算化された耐震診断85件分、改修設計10件分、耐震改修9件分は、9月定例会では29年度中にクリアしたいと答弁しておりましたが、何とかクリアできそうでよかったと思います。残りの件数も頑張ってください。 それでは、引き続き2つ目の質問をいたします。 9月までに耐震診断が完了した15件中11件が耐震設計補助金の申請をしており、当然、この11件は改修工事をする意思があつてのことと考えられます。 このペースだと確率的に9月までに耐震診断を申請した67件中49件の耐震改修が行われることとして、設計回収の補助金と合わせて補助金金額が9638万3千円の予算が必要となります。</p>

	<p>また、30年度までにこの制度は続きますが、国の補助金の配分が少ないと聞いております。現状並みの補助金制度の創設や拡充などを求めて県などが国に対して政策提言を行っていると聞きましたが、もしこの補助金制度の廃止または、制度が出来ても現行の制度に変更があれば、補助金の交付を受けたものと受けられなかったものとの不平等が生じてしまうことになります。</p> <p>補助金にマイナス変動があれば、その差額を町単独で補助する考えがあるのか、町長にお聞きいたします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>大坪総務課長。(自席より、・・・と発言あり。)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>高畠議員にお答えします。</p> <p>本町ではですね、県内でもトップクラスの補助金額というふうになっております、現在のところですね。</p> <p>今後の耐震改修希望者が多くなると思いますので、平成29年度も国庫補助の追加を要望して、国庫補助の追加の内示もいただいているところでございます。</p> <p>ご質問の制度が現行の補助金額が変動があればという、大変心配をされたご質問だと思いますけれども、マイナスの変動、あるいは、最悪の場合、この制度が廃止になる場合も想定してのご質問だと思いますけれども、できるだけですね、色んな要望の中で県も政策提言をやっておりまして、名称が変わる可能</p>

	<p>性はありますが、制度としては残るのではないかなと感触は持っております。</p> <p>が、ご指摘の最悪の場合ですね、今まで補助金をいただいた方との不公平感がないような取組みをしてもらいたいということでございますけれども、今現在ですね、その動向も注視しながら、そういう時がくれば、何らかの制度を町単独でやらなければならないかなと考えておりますけれども、現在は、制度の存続ということに期待しているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>3番、高島俊彦君。</p>
3番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>この問題であります、同時期に申し込んだ制度期間中に申し込んだ申請者の補助金交付の不平等が生じないような対応をよろしくお願いします。</p> <p>続きまして、(2)の防災倉庫の設置について、質問をいたします。</p> <p>防災倉庫について、防災倉庫の設置や移転の遅れは建築確認の許可が取れないことが原因と聞いております。</p> <p>ある自治体では、防災倉庫を設置する際、仮設の倉庫として設置していると聞きましたが、本町もなかなか建築確認が取れないのであれば、新規で設置する場合は仮設方式で検討してはどうでしょうか。</p> <p>よろしくお願いします。</p>

議長	<p>(今宮 裕明議長) 大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長) 高島議員のご質問にお答えします。 今後、防災倉庫のより早く設置をしていくために、どのような方法が最良であるのか、県にも助言を求めながら、また、他の自治体の取組事例なども参考にし、検討をしていきたいと考えております。 以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 3番、高島俊彦君。</p>
3番議員	<p>(高島 俊彦議員) この、防災倉庫の設置や移転の問題は、3年余り前から建築確認の許可問題で、3年前から一向に進展しておりません。 色々な制約や条件があろうと思いますが、各避難場所に最小限の必需品を置く物置みたいな、納屋でも良いんですよ。そのようなものを置くように検討して欲しいのであります。 よろしくお願いします。 これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 高島俊彦君の質問が終わりました。 続いて、平山照生君の質問を許します。</p>

<p>2 番議員</p>	<p>件名は、河内川の旧水道施設撤去についてであります。</p> <p>答弁者は、町長、総務課長他となっております。</p> <p>平山照生君、質問を始めてください。</p> <p>(平山 照生議員)</p> <p>初めに、答弁者に総務課長となっておりますが、産建課長の間違いです。</p> <p>私は、河内川の旧の水道施設の撤去についてお聞きします。</p> <p>河内川の通称おいわ付近に残置されている旧の水道施設を撤去することについて、質問します。</p> <p>1つ目として、当地に残置されている水道施設は、元々は、どのようなものであり、現在は、完全にその機能を停止しているのかお聞きします。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>平山議員のご質問にお答えします。</p> <p>現在ある施設につきましては、旧の水道施設、取水ポンプが設置をされておりましたが、現在は完全に機能はしておりません。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>2 番、平山照生君。</p>

2 番議員	<p>(平山 照生議員)</p> <p>2 番目の質問に入ります。</p> <p>本施設を撤去するよう河内地区から陳情があっていると聞いております。</p> <p>当地区は、過去に冠水被害に遭遇したことがある地区であり、現実に、この施設が不要なもので、永久に使用することができないものであるなら、早急に撤去して、福島議員の質問にもあったように川の流れを良くした方が良いと思うのですが、その辺のことをお聞きします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>平山議員にお答えをいたします。</p> <p>平山議員指摘のとおり、過去に豪雨により河川が氾濫し、浸水したこともありました。</p> <p>その後、河内地区から、この施設の撤去の要望はありましたが、施設を設置した当時の事業等の経過を踏まえたうえで、他の施設への影響などがなければ、撤去に向けて検討していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>2 番、平山照生君。</p>
2 番議員	<p>(平山 照生議員)</p>

議長

2 番の再問です。

課長の答弁で前向きに撤去してくれるような答弁でしたので、よろしく願いいたします。

これで、私の質問を終わります。

(今宮 裕明議長)

平山照生君の質問が終わりました。

最後に、田島毅三夫君から辞職願の提出がありましたが、辞職理由は正当な理由と認められないので、議長預かりとすることをご報告申し上げます。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

これにて、本日の会議を閉じます。

これで、平成 29 年第 4 回東洋町議会定例会を閉会します。

どうもお疲れさまでした。

これにて、議会放送を終了します。

(閉会時間：午後 4 時 05 分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員